

産業廃棄物処理計画書	
29年 6月 28日	
枚方市長 殿	
	提出者 住 所 大阪府東大阪市中野 2－9－3 0 氏 名 東亜道路工業株式会社 大阪営業所 所長 中廣 隆民 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0 7 2－9 6 5－6 0 8 5
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東亜道路工業株式会社 大阪営業所
事業場の所在地	大阪府東大阪市中野 2－9－3 0
計画期間	平成 2 9 年 4 月 1 日 ～ 平成 3 0 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	0 6 総合工事業
②事業の規模	8 7 , 9 5 4 万円
③従業員数	2 4 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・道路工事（舗装工事） がれき類（アスファルト・コンクリート塊） ⇒再生処理業者に委託して再生骨材として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項												
(管理体制図)												
別紙産業廃棄物適正管理組織図のとおり												
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項												
【前年度 (28年度) 実績】												
①現状	産業廃棄物の種類	かれき類										
	排 出 量	2339 t										
	(これまで実施した取組) ・ 排出抑制工法の提案											
②計画												
【目標】												
①現状	産業廃棄物の種類	かれき類										
	排 出 量	2000 t										
②計画	(今後実施する予定の取組) ・ 排出抑制工法の提案を継続して実施する。											
産業廃棄物の分別に関する事項												
(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)												
①現状	・ かれき類は分別し、全て再生処理業者に委託。											
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 現状通り確実に分別し、再生処理業者に委託する。											

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
【前年度（年度）実績】				自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
産業廃棄物の種類				①現状					
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量				②計画					
（これまでに実施した取組）				①現状					
①現状				②計画					
【目標】				②計画					
産業廃棄物の種類				②計画					
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量				②計画					
（今後実施する予定の取組）				②計画					
②計画				②計画					
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
【前年度（年度）実績】				①現状					
産業廃棄物の種類				①現状					
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量				①現状					
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量				①現状					
（これまでに実施した取組）				①現状					
①現状				①現状					
【目標】				②計画					
産業廃棄物の種類				②計画					
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量				②計画					
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量				②計画					
（今後実施する予定の取組）				②計画					
②計画				②計画					

【目標】			②計画											
産業廃棄物の種類	かたき類		②計画											
全 処 理 委 託 量	2000 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2000 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組) ・再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託 する。														
②計画														

※事務処理欄

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物適正管理組織図

